

一事業計画見解書に対する再意見書 ①

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) A 事業実施の社会的意義に関する記述に対する意見 ・時代の趨勢は技術革新による 3R の推進であり、究極的に産業廃棄物を極小化することが最重要、そのことで既存施設でも 100 年以上にも延命化することが可能と考えられる。 ・新設、増設による不法投棄の抑制は事業者としての考えで、本来的に警察、行政の範疇であり事業実施せんがための詭弁である。 ・防災拠点施設や大規模災害の廃棄物受け入れ施設の考え方は、被災が予想される沿岸部の都市からは遠隔地であり、当地のような自然豊かな山間地ではなく、より都市に隣接する効果的な場所に設置するものであり単なる屁理屈である。 ・地域住民としては、埋め立て事業が終了しても未来永劫に廃棄物処分場は存続するものであり、持続的な地域との共存共栄につき計画段階で具体的な内容を明示していただけないと、互いの信頼関係や共感は生まれない	
理由 (必須) ・今回、当地に設置する必要性や必然性が見当たらない。	

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ・ロ・ハ・不明)

阿波一

1001

一事業計画見解書に対する再意見書 ②

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
B 処分場運営事業に関する記述に対する意見	
- 安定型産業廃棄物最終処分場は有害物質混入の恐れなど不法投棄の温床になりうるものであり、地域住民としては、100%安全な施設でない限り施設設置には同意できない。 - 現実、不適正処分、工事差し止め、許可取り消し処分などの事例や判例が見受けられ、ましてや下流域の水道水源の存在や穀倉地帯の広がりなど、事業者の見解では納得できない。	
理由 (必須)	
上記意見の通り	

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ☒ ハ・不明)

阿波一 1002

一事業計画見解書に対する再意見書 ③

令和 6年 9月 26日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
E 埋め立て確認方法に関する記述に対する意見 ・搬入される廃棄物は、マニフェスト確認、車上目視検査及び安定型以外の廃棄物の付着又は混入の有無を展開検査で行い埋め立て前の確認を行うが、有害物質や有機物の付着、混入や浸水による変化の有無などは目視検査では無理で、ましてや滲出水の有害物質有無判断は一連の埋め立て前検査では不可である。 ・また、検査キットは抜き取りの部分検査であり、全量把握は不可のため、有害物質や有機物の付着、混入の検査として必要十分なものではない。	
理由 (必須)	
・上記意見の通り	

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・ハ・不明)

阿波一 1003

一事業計画見解書に対する再意見書 ④

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) F-1、K 浸透水対策及び防災対策に関する記述に対する意見 ・地域住民としては事業者の見解のとおりに性善説に立つものではない。 ・下流域に水道水源があることや伊賀米を生産する穀倉地帯の広がることから、万が一にも不適正な処理により有害物資が服部川を汚染することは許されない。 ・特に、「浸透水」ではなく「滲出水」としての水処理や水質検査は完璧なものであるべきで、放流水は水質汚濁に係る環境基準の「生活環境の保全に関する環境基準」「人の健康の保護に関する環境基準」を定期検査することで安全を担保すること。	
理由 (必須) ・上記意見の通り	

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ☒ ハ・不明)

阿波— 1004

一事業計画見解書に対する再意見書 ⑤

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) F-3、G 洪水調整池に関する記述に対する意見 ・近年の熱海の土砂災害など線状降水帯による洪水や土砂災害を考慮すると、下流に人家が点在することや農地が広がっていることを考慮すると、調整池容量や盛土のり面勾配はより安全性が求められる。 ・埋め立て後の造成面積と最大雨量強度からは調整池容量は過少と考えられ、加えて、最大放流量に対し下流の既存承水路は十分な流下能力があるのか疑問がある。 ・ついては、最近の知見からのり面勾配は 30 度以下とし、更に調整池容量、下流水路断面の流下能力に関する詳細資料を提示されたい。	
理由 (必須) ・構造物の安全確認	

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ・☒ロ・ハ・不明)

阿波一 1005

一事業計画見解書に対する再意見書 ⑥

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) M-1 水源保護条例の手続きに関する記述に対する意見 ・当地は明確に伊賀市水道水源保護条例による「水保護区域」であり、有害物混入の可能性のあることや汚染水が水源河川や農地に拡散する恐れがあることから、「規制対象事業場」と判断できることから設置不可である。	
理由 (必須) ・上記意見の通り	

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・ハ・不明)

阿波一 1006

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 8 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

廃棄物の中で、金属くず、ガラスくずは再利用はできるのではないかと、
わざわざ地中に埋め立てする必要があるので、また、土地があるから
といって山中で設置するのはどうかと思う。
見解書にはもっともな事を記載してあるが、山中では無く、
平地でする事ではないのか、山中だと人目につかなくなり、
廃棄物の中に記載してある物以外混入は無いとしていた、
信用できない。

理由 (必須)

今は SDGs の時代です。全ての産業廃棄物は再成できるもの
と思います。資源があれば再成できる事に使ってはどうか。
いくら正しい事を言っても、100%と言うことは無いので、
考えなおして頂きたい。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1007

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☒ 騒音・ ☒ 振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・ ☒ 地盤・ ☒ 生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

Easから計画に反対である。
 「マニフェストの確実性と目視確認、検査の確認とする、展開検査
 として国がこの手法を義務付けている」と書かれているが、その以上の
 確認、検査方法が示されていないので納得できない。

理由 (必須)

この方法しかないので問題が起きている。作業員の
 質をどのように高めいくのかが具体的にたっている。
 展開検査以上の方法を示してほしい。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (見解者の 全体に対し)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。) 事業に反対である。見解書では、三重県の法令や基準に該当する検査等の責任は三重県にあると書かれている。この事業の正当性や処分場の安全性について最終的には県の責任のように書かれている。法令や県の監視があっても、正しく稼働していないから問題が起きているのが処分場である。 県の法令や基準は一般的なものであり、阿波地区の環境に合わせた基準からつくられているわけでは無い。阿波地区の環境に合わせた基準を示してほしい。	
理由 (必須)	意見の中に併せて記載

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1009

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) G3 について、 「本件事業の施設の構造等」について、地盤の安定性の 計算方法等について、過去からの積み上げた試験結果を 採用して計算しています。」と書かれているが、南海トラフ等の自然 災害等が起こった場合、地盤沈下や地盤崩壊等が予想される。 自然災害時の対応についてのマニュアルが示されていない。	
理由 (必須) 南海トラフ地震等の自然災害等の数値が想定されている といへども 思えない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業の撤回を求めます。

14ページ E7について

安定型最終処分場への安定型産業廃棄物以外の
処理処分を防ぐために展開検査を行うこと。として
展開検査の手法と検査キットでの性状等で分析する、と
あるが、この手法で土壌や水質が守られるとは
どうも思えない。

理由 (必須)

展開検査は 目視により搬入車両等から廃棄物を
降ろして見て見ただけ、検査キットを使ったとしても
部分的に性状を判断することではあると考えられ、すべて網羅できない
ため。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
25 ページの 3「産業廃棄物最終処分場の廃止基準」が、ある以上、想定しえせん」と書かれているが、どのように具体的に基準をクリアするか明確ではない。現時点の水質や生態系、地質、地層をどのように守りぬくつもりなのか。	
理由 (必須)	
主張が不明瞭。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 8 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
25ページの牛「よて、法律の制度上、事業廃止後、50年70年100年を超える以上の期間において、環境保全上、本県事業の影響が生じ、または突如として問題が発生するとは想定しませんが」と言っているが南海トラフ地震等の想定はあつたのか。もしそうは、7-場合の環境保全には自信があつたのか。	
理由 (必須)	
南海トラフ地震等の災害時の対応についてのマニュアルが示されている。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
F の (2) について 「有害物質を含む浸透水を排水しないための予防対策として浸透水溜池について、異常がないかモニタリングを実施はす。」と書かれているが、実際どのように誰がモニタリングされますか？ また使用される機材がどのような物が提示は可能でしょうか？ 検査結果の公表はどのようにされるのでしょうか？ 検査等の立ち会いの確認は可能でしょうか？	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 「法律上定められた安定型産業廃棄物処理施設として、本件事業による処分場から有害物質が含まれた水が排出されることはありません」[15 ページ F の 1(2)ア]について、 石川認 検査の方針、具体的な数値も含めたデータ、 実際の検査の画像、動画、検査が行われた後の経過記録の提示	
理由 (必須) 展開検査だけでは廃棄物の選別を十分に行えていないと考える。よって、その選別の基準のデータ、実際に行われた検査によって廃棄された土壌の変化記録の提示が必須であると考えます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) この10について 計画を撤回していただきたい。 「弊社が倒産するようなことがあっても、行政が維持管理を行う」と書かれているがそれは地域住民にも負担がかかるということではないのか。	
理由 (必須) 行政が維持管理を行うのであれば、その予算は税金から使われているから。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1016

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・ <u>騒音</u> ・ <u>振動</u> ・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
15ページFの1(2)アについて、 事業に反対である、計画に反対である計画を撤回していただきたい。 有害物質が含まれた水が排出されることは既にふた書かれてあるが、 確認検査の方法と安全性のある具体的な方法で示してほしい、 今の流れの水のままでもかようにするモニタリングを具体的に示して下さい。	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 <u>景観</u> 、その他 (<u>M</u> No. 424)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

“地形を改変しないから問題ない”は答之にならない。よって納得出来ない。

理由:

文化財と言うものは、その存在自体が、現代に生る我々に日本の伝統的な文化、歴史を示すものであり、それを理解する事で、我々の行動や判断が正しく行われ、真の将来発展につながる非常に大切なものである。今回の様な史跡であれば、それ自体だけではなく、それが存する周囲の環境を含めて残し、とらえられる様にしておかねば、その意味や価値も理解出来ず、意味の無いものになってしまう。ただ形が変わらないから、と周囲にゴミの山を築く事は、史跡の理解を不可能にする行為で、文化財の価値を損う行為である。例えば、屋久島の縄文杉が立つ谷もゴミで埋める、と世間の人々が知ったら、黙っているだろうか? それと同じ事を伊賀環境サービス(株)はやろうとしている。文化財を傷める反社会的な行為である。

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1018

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☐ 騒音・ ☐ 振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・ ☒ 地盤・ ☒ 生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 安定廃棄物は安定するとは思えない、人が入ることはできない 人が入ることはできない	
理由 (必須) 10年20年入る方が入ることはない 24日茨城県で強制代執行3.3億 同様に確信	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1019

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月25日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

1再-

問い合わせが削除されている

事業計画に反対します

企業案内の明確化

企業理念 あるべき姿の設定 資本 資産 系列 設備分析機械器具 組織

管理体制 危機管理体制 自己資本率 事業完成後の担保責任の方法と額

理由 廃棄物処理企業については 長期的な展望に立った信頼性が求められるため

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・☒・ハ・不明）

阿波 1020

事業計画見解書に対する再意見書

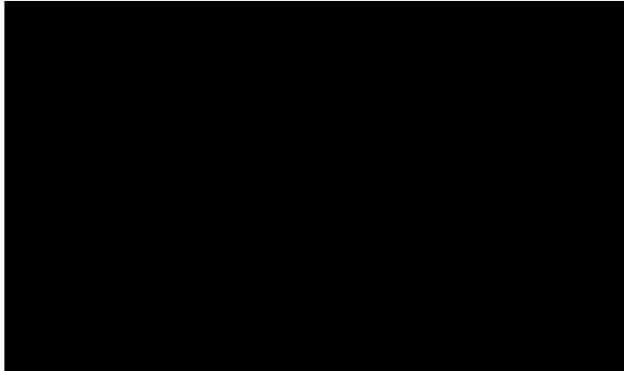
令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
2再- 聞いかけが削除されている 事業計画に反対します 資料1-2 生活環境保全能力 9頁列記の有害物質のチェック体制を長期で捉えたとき 規模が小さい 中 長期のフォロー展開を明示ください 理由 他の付加事業が付いているように思われる	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)
阿波 1021

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
3再- 問いかげが削除されている 資料1-2-4 事業計画に反対します 安定型産業廃棄物の経年変化の貴社の見解 大気中や水中で分子結合が安定的に保たれる物質は希少です 劣化に関する貴社の見解を理め立て物ごとに分子結合データを もってお示してください 理由 9頁に 約30年前に生産中止になった有害物質が記載されており 理め立て物自体に裂果が始まってる可能性が高いため	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1022

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種別	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
4再-	分類Gに回答無し 再要請 転記時誤字脱字に注意方 369 資料1-2-4 事業計画に反対します
好気性防滴型セル. サンドイッチ方式採用の工法間違い	
劣化及び9頁に記載された物質から考察すれば 嫌気性完全密閉型方式 が必要です	
6頁ガス抜き管は 酸化による劣化を早め分子のミュー化を進めます	
密閉方式では クラッカー+ランセルト+硬化剤でのパイプ減圧が安価で有効です	
理由 好気性防滴型セル. サンドイッチ方式では 環境保全は図れません	
環境汚染が必ず発生します	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1023

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
4再- 分類Mに回答無し一問一答でお答えください 再要請 370 資料1-2-8 事業計画に反対します 害当山林の耗上物件処理の不記載 埋め立て前処理として 立木の伐採搬出を行いますが 木株及び下草木 腐葉土等の表土の撤去が必要です 理由 未完のまま ガス抜きで転用される場合もあり、立ち合い要	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1024

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
5再- 分類Eに回答無し一問一答でお答えください 再要請 371 資料1-2-9 事業計画に反対します 検査方法とヒューマンエラー防止、検査機器、分析機器の内容? 1. マニフェストの内容詳細明示 2. 抜き検査明細とヒューマンエラー防止策提示 3. 遠心分離、パーツフィーダー、レーザー分析等分析機器の明示 4. 返品ロット残の処理方法 理由 ヒューマンエラーでうやむやにすることが世の常	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1025

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月25日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
6再- 分類Fに回答無し一問一答でお答えください 再要請 373 資料9頁 事業計画に反対します 正常業務では出てはならない物質 生産中止物質も含んでいます。理論上出てはならない物質です 今 現場で使用できない物質がなぜ放流水に含まれるのですか 説明書で整合性のつかない部分 トリレンやアミン関係 理由 説明書は 整合性をつけてください	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1026

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
7再- 情報提供 374 事業計画に反対します ヨダダンに生息するタヘラコ保護対策 タヘラコは 成魚約3センチの扁平な淡水魚 エビ・アヒヤサバなどに 似た縦縞模様が特徴 理由 環境アセスに必要なため	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1027

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
8再- 回答無し一問一答でお答えください 再要請 375 資料28頁 事業計画に反対します 災害や埋め立て物の経年変化対応は? 排水には生産中止物質も含んでいます。理論上出てはならない物質です 経年劣化の10年、20年、30年、50年先の会社の瑕疵担保責任と担保は? 行政審査への対応は? 理由 産業廃棄物は酸化による劣化を100年先まで見通す必要があります	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1028

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
9再- 分類Cに回答無し一問一答でお答えください 再要請 377 資料26頁 事業計画に反対します 下阿波の山林管理者 枝打ちができない その対応策は? 砂埃が樹木に付着すると枝打ち管理ができず良木の生産が困難です 砕石企業からは多額の協力金を頂いております 理由 埋め立て時の粉塵対策と補償?	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1029

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
10- 回答書全体から受けた印象 事業計画に反対します 結論多く 各論無し 具体性に欠ける 私の意見書 9 項目中 8 項目が無回答 1 項目は教えて下さいでした 見解書を数回熟読しましたがどれ一つ回答がありませんでした また 一覧表作成時 誤字脱字が散乱し意味不明化を誘発させていました。 今後 一問一答で 具体的な論理的な回答を望みます 理由 意思疎通を迅速に図るため	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1030

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	

10-

見解書6頁

事業計画に反対します

物理的に見て 嫌気性完全密閉無酸化型が安定型産業処理と解釈しますが

貴社採用の処理方法がなぜ安全といえるのでしょうか

科学的 物理的に 処理品の分子結合度の経年変化をもってお答えください

理由 意思疎通を迅速に図るため

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1031

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
11- 事業計画に反対します 見解書6頁B-7 有害物質無排水証明不能と保証可能の整合性 事業主体は 生命権の問いかけに対して エビデンスをもって答える検証 責任があります 消極的事実の証明は 司法では存在しません クリーンパスで望んで下さい 理由 論理のすり替えを避けるため	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1032

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

12-

見解書9頁イ-1

事業計画に反対します

鉄くずは水で変化を起こさないとありますが間違いです

鉄くずのうち 線くずと呼ばれるFeの削りくずは 雨で発熱します

受け入れた鉄くずの選別方法を具体的に明示下さい

理由 危険物を見逃しているため

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1033

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月25日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
14- 見解書9頁イ-1	
事業計画に反対します	
コンクリートは変化を起こさないとありますが間違いです	
特に塩分の混入や酸性雨が劣化を早めます	
酸化する 塩化する 劣化する に対する対策を具体的に明示下さい	
理由 見えないが 劣化分子が粉塵として飛散するため	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1034

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤 (生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
14-	見解書 34 頁 4
事業計画に反対します	
ヨダダンと牧野川の合流点の深みに 人工ふ化種ではなく	
在来種の天然アメゴを見ました	
保存種と思われます	
対処策を明示下さい	
理由 環境保護	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1035

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

15-

見解書 28 頁 4

事業計画に反対します

事業中、事業廃止後の問題発生は考えていないと有りますが

思わぬ所で事故が発生します

その責任や保証は事業者と許可した者が持ちます

これを瑕疵担保責任といい 能力が審査されます

理由 事業容認者も知る権利があります 開示下さい

括

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1036

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) P.24 附属法による最終処分場の廃止規程にある 悪臭、火災、なすけ、浸出液又はガス、地中温度 地滑り、地下水汚染などの基準項目があるが、 これらの事象も起る、起ったから項目に上げて いる訳で、自然界に安定型産業廃棄物を干渉 せば、必ず起る、発生するといふことではないか、	
理由 (必須) 産業に安全安心清潔はありえない。だから、環境汚染 するから固断です。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1037

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☒ 騒音・ ☒ 振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・ ☒ 地盤・ ☒ 生物 ☐ 景観・その他 ()
P.25 意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	「独立行政法人環境再生保全機構 (神奈川県川崎市幸区大宮町 1310) に残存は 1310 億円あるとのことですが…」とあるが、全国に多数ある産業廃棄物の積み立てであり、当然の金額のようなもので、いざ産廃場と撤去するとして、足りない金額です。 金額少なすぎ、1兆円を超えるとHPにある!
理由 (必須)	資金力があるのなら云々ではなく、自分ばかりでなく、産廃反対です。住民へいでの言葉がない。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

R4 御社の事業の社会的意義について云々されている件ですが、
3. 一般市民の出す一般廃棄物と御社の産業廃棄物は同じではなく
憲法13条における幸福追求の権利、環境・人体への悪影響がある
参照 産業廃棄物最終処分場建設差止請求事件 伊賀市裁判所平成17年5月12日判決
差止の必要性について 本件における原告13名外6名の原告の請求は、身体的
人格権に基づき差止請求であり、本件処分場から有害物質が流出して、身体や健康に
生命に影響が及ぶのを防止しようとするものである。そして本件処分場は地盤の多い
大規模な処分場であり、ここで有害物質が地下に浸み、汚染が広がり、
人体に悪影響が発生した場合、その被害を回復し治癒を止めるのは著しく困難で
あるから、本件処分場の建設する前に被害防止の予防請求とする要請が強く、
本件処分場の建設・使用・操業について事柄にこれと差しある必要性があると認められている。
請求を認められたい。

理由 (必須)

以上から、有害物質の流入が不可避

③ 汚染水が処分場外に拡散している

これらから生命に影響が及ぶのを防止したいとし、差止を建設

絶対反対です。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1039

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

R6

御不意「大津藩の里第2処分場の実績データ」で
有害物質と排水しないことの証明としているが、そのデータ
の記載がないからわからない。

千葉県富津市の安定型処分場とめぐり、建設差止請が認め
られている。H17.5.12判決より 千葉地裁木更津支部

しかしながら、本件処分場に産業廃棄物の受入がなされる時点においては、中
大規模な産業廃棄物は既に系図かくてあり、しかも本件処分場における分別
作業は作業員の手作業によるものであるから、日々大量に
投入される産業廃棄物(埋立容量の約9割)のうち、大規模な約9割は分別
理由 (必須) 及び大規模な産業廃棄物)から有害物質を除去するのは現実的に困難
であるし、また産業廃棄物の一部は物として混入一体となっている有害物質と手作業で
除去するのは不可能といわざるを得ない。ゆえに、以上の検討で明らかでない
本件処分場は安定型産業廃棄物以外の有害物質が混入することによって汚染
を及ぼすおそれがある。

以上判決文を掲載

人体への影響が計りしれない恐れがある。

産業廃棄物 処分場 有害物質の環境汚染 (意見理由全含みお)

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1040

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物・ 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

このままでは、伊賀市水道水源保護条例に違反する恐れがある。東京地裁 H19.11.29 判決は、水道は、国民の日常生活と直結し、その健康や安全のために欠くことができないものであるとして、有害物質と水源地に干渉しないことが重要である。取水する水道施設により水道水の供給を受ける者は、当該水源地への有害物質干渉により生命身体健康が侵害されることであることと理由に人格権に基づき有害物質の当該水源地の干渉の差し止めを請求することができるといえるものである。

理由 (必須)

上記のとおり、伊賀市水道水源保護条例に違反する恐れがある。伊賀市の施設は規制対象事業相当と認められるので、伊賀市の施設の建設反対です。産業反対、団体反対です。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年 9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音 振動 ・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
・見解書 (阿波 405) について、再意見します。 ・H 本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策についてから、※4項契約解除できる旨の規定を設けることにします。について、規定はどのような内容か？ ※7項警察や伊賀市道路課様との協議の上。について、いつ、どのように実施するのか？	
理由 (必須)	
・御社の回答では、理解しにくいため。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ **ロ** ・ ハ ・ 不明)

阿波 1042

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月 1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭（ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他（ ））
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。） ・ 見解書（阿波348）について、再意見します。 ・ 処分場と隣接している土地の地権者との境界等について、 確認は実施されているのか。	
理由（必須） ・ 協議なしに、土地を取られそうだから。	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
自然、土壌を壊す事業は、反対です。 もし、何かあった時、元に戻すことができますか？ Bの7では、有害物質を排水しないことは、保障できます。 と述べていますが、その説明は、できないと言っています。 信用できません。	
理由 (必須)	
私たちは、人権が有ります。農作物、飲料水が汚染さ れる。恐れは避けられません、これ先、安心していくことができることを 望んでいます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

反対です。

① 有害物質が持ち込まれる。

(理由)

安定型処分場に安定型産業廃棄物以外のもの、特に有害物質が付着した産業廃棄物が持ち込まれる事、排出事業者による産業廃棄物の分別や産業廃棄物情報の取得、及びマニフェストや展開検査によって阻止できること、保証されているとは言えない。

~~理由 (必須)~~

② 有害物質を含む水が排出される恐れがある。

(理由)

処分場を経由した水の集れまわりの水処理方法・設備について、自然災害や人為的事故を想定したフェールセーフの考え方を欠いた設計や管理になっており、有害物質を含む水が排出されるおそれがある。

③ 処分場安全管理義務を負う事業主体がこのような能力と意識を有しているか、言い難い。

(理由)

処分場を安全に管理運営する能力があることを裏付けする具体的な情報、開示がなされ、処分場、管理実績、経過命令など、特に、ISO14001等を第三者機関による評価を受けている。処分場の安全管理義務を負う事業主体がこのような能力と意識を有しているか、言い難い。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>全環境管理</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
社長が出てこない、会社信用できない 将来運営管理できない	
理由 (必須) 夢川メカノ発生、茨城不法処分場強制代執行 近年重なる 不祥事 心配で夜も眠れない 穏な生活も侵害している	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業反対 撤回を求める。 どうしても、服部川上流に持ってきて来なくてはならない理由の 説明責任と解答を求める。 持ち込まれる廃棄物は、目視では有害物質が含まれている可能性大。 地震・大雨により、大気・水質汚染のリスクは、解答書の中身で無い。 下流に処理しない水が流れ、地下水を通して、広範囲の土壌が汚 染される可能性がある。 生活環境に大きく深刻な影響を及ぼす可能性があると思われる。	
理由 (必須)	
上記の通り	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1047

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
Ｌ－７ ISOの認証は品質・管理・監視を高いレベルで行う事になります。単にマニュアルを作成するだけでなくその運用に重点が置かれるので是非取得してほしい。大手業者ほど取得しています。目指すのがエコアクションなめは残念にしかたらない。	
理由 (必須)	品質管理にかなり自信が無いようだ

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
E-7 検査キットとは？ どんな物なのか？ 何を判分するのか？ 金属なのか・プラスチックなのか・ガラスなのか	
理由 (必須)	よくわからない、具体的に教えてほしい。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
①-1-1-① 金属くずの種類は? 鉄・ステンレス・超硬など目視では見分け られないとは到底思えない。	
理由 (必須)	超硬はコバルトを含んでいる。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
①-1-1-① 鉄などには塗料・サビ止め・潤滑油・撥水剤 コーティング剤が付着している方が多い。 それらを埋めれば土壌汚染にならないか？	
理由 (必須)	付着物の記述がない。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 8 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
①-1-1-① プラスチックには接着剤も多く使われている はがでその溶剤はそのまま埋めるのか? 排出業者で処理できるとは思えない。	
理由 (必須)	
土壌汚染にならないか	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
Ab 災害発生時には安定型廃棄物も受入いるとあるが それは一般・家庭廃棄物も受入いという事なのか? 本事業では産業廃棄物 イー① だけでははいいのか? 結局は何でも有りなのか?	
理由 (必須)	矛盾していると思う

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 / 8 月 / 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
F-1-(1) 検査・解析 機関 が不明のまま 公表できないのか。 なぜできないのか	
理由 (必須)	記述がない。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
M-3-(2) オオサンショウウオの専門家は誰なのか 教えてもらいたい。 個人情報にはあたらないと思うが。 氏名がないと本当に聞いたが信用できない。	
理由 (必須)	
明記されていない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和~~7~~⁶年10月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
F-1-(2)-サ 使用済活性炭・汚泥 も処理する業者はどこか。	
理由 (必須)	
明記されていない。 信用できない。ことになる。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
L-1 コンプライアンス行動指針 地域住民に対しての記述がないのはなぜか 500 を超える反対意見がある中、どうやって コミュニケーションをとるのが教えてほしい。	
理由 (必須) 具体的に書かれていない。 とりあえず書いてあるだけの様に見える。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
I-7 不適正処理事例の報道で行政代執行になり、税金が投入 出 されたとありました。廃掃法で事業者は積立金を支払い約 1310 億円もあるのに、なぜ税金が使われることになるのですか？	
理由 (必須) 何のための積立金なのか？	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
F-(2)-イ 一部の不適正な処分・管理をした業者も 初めは絶対安全だと言っていたでしょう。 安全だから、ちゃんとしてますから言っていた はずだ。	
理由 (必須)	不適切業者をなくしてからにしてもらわないと 信用できない。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
廃棄物の完全な分別は出来ないため汚染が拡散する	
理由 (必須)	
混入する微細な木片が混ざる 又コンクリート等の内部に浸透した油分等の汚染物質は 分別出来ない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1060

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
市営水道が汚染される恐れが生じる	
理由 (必須)	
下流の泥洲で水道用水と採取している	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1061

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
農業用水が汚染される恐れが生じる	
理由 (必須)	下流の天神橋上流で稲作の用水を支援しているため、農作物が汚染される。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1062

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>人権侵害</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) <u>社長や幹部が生きている間は</u>	
理由 (必須) <u>最高責任者の顔が見えないのが信用できない</u> <u>不安と心配で住めません。</u>	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気 ☒ 水質 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 悪臭 ☒ 土壌 ☐ 地盤 ☐ 生物 ☐ 景観 ☐ その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

住民として安定型と言われる廃棄物だけでも埋める場所を考えていますが、誰が考えても、溶けるものは流れ出すと、しみ出すことに違いない。原発の核ゴミでも同じことが言えるのではないかと、誰でもきれいな場所で、空気を吸って、美味しい水で、おいしいものを食べたい。それがだんだんできなくなってきている。一つでも、処理場をなくしたい。将来の為に!

理由 (必須)

早くから、企業として準備され、土地も購入されていたようだが、地元民は、知るのが遅くなって、困っている。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1064

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) D. イ産業廃棄物「有害物質・有機物などの付着がなく」とありますが、 ①付着していない根拠は何ですか。 ②確認はどのようにされるのですか。	
理由 (必須) 搬入時にマニフェストを確認されると思いますが、有害物質が無色・透明・無臭の物が付着していた時、どのように確認するのか教えて頂きたい。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (埋立終了後の維持管理)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) I. 9について、 「独立行政法人環境再生保全機構」に維持管理費の積立てを行うとあり、御社が事業継続が困難な場合は許可を受けて承継人等に承継されとありますが、承継人が見つからない時はどうなるのでしょうか。	
理由 (必須) 最後まで保証されるのか心配しています。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) M. 2 (3) について、 災害防止のための設計施工とは具体的にどのような施工なのですか。	
理由 (必須) どれぐらいまでの災害を想定し、施工を実施するのか教えて頂きたい。 震度 (〇～〇度)、豪雨 (時間当たり〇〇mm以上) など	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) F. 全般について、 大山田地域は説明会が実施されていますが、服部川下流地域 (西明寺、小田等) への説明は実施されないのでしょうか。	
理由 (必須) 服部川下流地域に住まわれる方が最終処分の計画をあまり認知されていないと思います。 大山田地域と同じように飲料・農業用水として利用しています。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (事業全体について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 事業に反対です。全国で起きている問題が、ここでは起こればいいとは到底思えません。 見解書 16 のふとやに関わって、実際に問題が生じているのだから、危険は事業であると考えます。だから、廃掃法が改正され、事業も規制されるはずです。それがこれといふのだから大丈夫だと言う貴社の言い分には承知できません。	
理由 (必須) 上の中に書いてあります。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。 水質汚染を心配していますが、見解書には 難しい言葉も多く、不信感を拭うことは できません。	
理由 (必須)	
住民の心配をとりぞくのは業者の責任で あると考えますが、その姿勢が見えず、信用できません。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
ㄐ 不測の事態 水質・排ガス・火災と想定しているのに、対応は同じ書き方しかしていない。その点において、身体的な「異常な状況を解消できるような措置」を教えてほしい。	
理由 (必須)	
明記されていない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1071

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質)・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

産業廃棄物の処理についての必要性は重々承知しており、
その立地の状況で予定地が適当であるか否かは不明である
と思慮される水源に付近にあることで生活不安を感ずる
以上、別の立地を決定するべきだと考える。

理由 (必須)

地域住民だけでなく、流域生活者全ての入居権を保障する
ことには反対する。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 住みたいという方へ！阿波地域住民あたたかく受け入れます。正し、近くに産業廃棄物埋立られているし、気象庁が発表する「震度●」という指標に基づき安全性を確認しているわけではないとの事。(見解書より) こんなに地震や土砂崩れが各地で起きているのに、確認していない安全性を理解ください(無理です。万が一地震)等の廃棄物露出がおきれば、悪臭、水質汚染等地域住民の生活を脅かします。私たちはこれからここで生活します。事業賛成のため、ここ一緒に住めますか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業に反対です。見解書を読みました。『理解していただきたい』や何か問題がおきた場合『対応もそうなると思います』との事で予測の答えとしても不安です。計画の撤回を求めます。

最終処分場施設に賛成の方、この事業へ携わる方へ、とても簡単な質問です。この事業が行われた後 自分自身や、家族と下阿波地区へ家も建て住みたいと思いませんか？又、住めますか？

理由 (必須)

阿波は空気がきれい、景色も良く自然豊かな所です。そこが気に入って生活しています。事業が行われるにあたり、生物がすめなくなり、自然も失われ、気に入っていた景色も失われるから、事業に反対です。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 F. 水質汚染防止対策について 水質検査の採取場所は、決められた一部の場所だけに かぎり大雨、台風などにより流出する恐れもあり、地下水の検査 も同様で変化すると思います。安定型産業廃棄物と言っても、 有害物質が付着、混入しているかも知れません。適正な管理 が行われるか不安です。有害物質が含まれている水が、 長年にわたり排水された場合、服部川の水を農業用水 に利用して米作りをしているものにとっていじ配でなりません。	
理由 (必須) 安心して生活していくために、反対です。 意見の中に併せて記載	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1075

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
Q.15、F 水質汚染防止対策等について、 24H 雨量計算値が小さい。 過去に 24H で 178mm の雨量があった。	
理由 (必須)	
満水となり、処理しない水が放流される。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1076

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
P.15、F 水質汚染防止策等について。 水質検査結果 有害物質を検出した場合 どのように対処するのか。	
理由 (必須)	
対処方法は?	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1077

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 (景観・その他) (交通)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
計画の撤回を求めます。 産廃運搬車の、国道 163 号での安全マナーは確実に守られるとは考えられない 昔、他県であった様にダンプが無謀に走り回り地域住民がおびえながら生活を、 送らなければならない。	
理由 (必須)	
H4 の回答違反搬入車両には契約解除と述べているが実際は一番値高い最終産廃運車は 事業者からは客であり交通指導など出来るはずがない信用出来ない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ 悪臭 ・ 土壌 ・地盤・生物 景観 ・その他 (住み分け)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 事業の撤回を求めます 産廃の最終処分場の持込の、廃プラの区分にあたるものは処分費用が高くリサイクルの出来ない物が多く利益優先で受け入れ最後には埋めて埋めての処理になりだんだん拡大して行方。 搬入受け入れ時のマニフェスト記載事項も曖昧な書類であり信用出来ない	
理由 (必須) E2~5についてコンプライアンスを打ち出しているが、実際大型トラック1台分を上からカメラ、荷下ろし後マニフェストと照合と書いてあるが時間がかかるので出来るはずがない利益優先で事業計画しているので信用出来ない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1079

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 持ち込まれるゴミの確認方法ですが、業者の方だけでなく、地元の方も入れてほしいです ね。どのような確認をしているのか実際見せてほしいです。	
理由 (必須) 業者の方だけでは、安心出来ません。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1080

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 阿波 031の見解書Fを読みました。事業用地外の土の場合は検査して、使用量、分析結果の管理、記録とありますが、公表はしないのですか？ここは、本件事業用地にある土、ここは、他所 (どこから持ってきた土) の土、と公開して下さい。	
理由 (必須) 分析して問題ないのであれば、公開しても問題ないですね。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1081

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 阿波 029の見解書、Hを確認したのですが、私が知りたいのは、騒音振動の実測値です。Hには交通量と安全対策が書かれていますが、騒音、振動のことが書かれていません。予測値ではなく、どれだけの騒音、振動があるのか、調べてほしいです。	
理由 (必須) 大型のダンプが走れば騒音、振動も大きくなるのではないですか？	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1082

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月22日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (維持管理等)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

- ① 「事業計画の概要書」において、「維持管理時の点検、検査等の記録」や「廃棄物のメッシュ図データ」の保管を「廃止まで、処分場の廃止まで」と記載されていますが、これは「2033年8月産業廃棄物処分場閉鎖完了」までのことでしょうか?
- ② 洪水調整池を計画するにあたり「三重県の調整池設置基準」に従って計画とのことですが、「三重県の調整池設置基準」では維持管理については、「維持管理主体は、当該地元市町等、地方公共団体に帰属するものとする。」と記述されていますが、洪水調整池の維持管理について、地元伊賀市と協議されているのでしょうか?

理由 (必須)

- ① 地下水等の汚染や、豪雨による盛土の崩壊等の問題が「処分場の閉鎖完了後」に発生することも想定されます。問題発生時の原因調査には各種点検記録等が必要となります。このことから各種点検記録等の保管は「処分場の閉鎖完了後から少なくとも10年の保管」を求めます。
- ② 洪水調整池に問題が発生 (施設の損傷、土砂等の堆積による調整量の減少等) があつた場合に、維持管理が伊賀市だと、地元民としては安心材料となります。
維持管理が貴社となる場合には、①と同様に「処分場の閉鎖完了後から少なくとも10

年の維持管理」を求めます。

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・☒ロ・ハ・不明）

阿波 1083

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
絶対反対。 安全なら、会社の宅地や庭にも同じ物を埋めてみれば良い。	
理由 (必須)	
80年*前の不発弾でも爆発するのに、 先で何かあるか。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1084

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 ・ 水質 ・騒音・振動・ 悪臭 ・ 土壌 ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です。計画の撤回を求めます。
有害ガス・悪臭による公衆衛生問題の発生。
水質、地質汚染などの問題が発生します。
これらの問題は自然環境に影響を及ぼし、
土壌や地下水などが汚染され、私たちが生きていくため

理由 (必須) 必要な水や食料の安全も脅かされています。
上記の理由により反対です

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1085

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<u>大気</u> ・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 阿波地域を含め、伊賀市は服部川の水を利用して伊賀米を含む農産物の生産地であり、多くの住民の生計を立てています。この事業計画で地域特産物の減少したら、誰の生活保証してくれるのでしょうか？ 許可したら県の住民を守ってくれるのですか？ 「安定型処分場の建設」大反対です。	
理由 (必須) 自然豊かなこの地域を壊すような施設は作らないで下さい。 住民が住めなく(生活出来なく)なります。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1086

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 ☒ 景観・その他 (<u>健康</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響 産業廃棄物処理施設は、その周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性が あります。特に発生する有害物質や汚染物質が地下水や土壌、大気に漏れ出 りスグは無視できません。 これにより、周辺の自然環境や生態系が破壊される恐れがあります。また、周辺 住民の生活環境が悪化し、地域の景観も損なわれることが予想されます。	
理由 (必須) 上記の理由から、私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。 住民の安全と健康、そして、地域の環境と経済を守るために計画の撤回を 求めます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1087

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 ☒ 景観・その他 (<u>健康</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響は設置場所の周辺に 深刻な影響をおよぼす可能性があります。	
理由 (必須) 住民の安全と安心を守るためにも 計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1088

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☐ 騒音・ ☐ 振動・ ☒ 悪臭・ ☐ 土壌・ ☐ 地盤・ ☐ 生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 臭気や水質汚染等の問題は本当に発生しないのでしょうか?	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1089

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
① 水質 地下水の汚染が懸念される ② 騒音 工事車両による騒音及び交通安全上の問題	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1090

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1091

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

① 水質汚染防止対策等について
 ② 安定型産業廃棄物を經由する浸透水対策について
 ③ 有害物質を含んだ浸透水を排水しないこと及びその対策について
 ④ 浸透水溜池について……
 排水路より放流しないための溜池となっておりますが
 線状降水帯及び台風豪雨の際には、わずか 170mm の溜池
 には、越えられずに流出される恐れがあります。大雨が予想される
 場合は大きなダムでさえ放出します。だから事業に反対です。

理由 (必須)

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1092

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書(A)について 処分場設置が「社会貢献・事業の必要性」を強調しているが、将来汚染問題が発生した時の対応策はどうか？ ※ 企業は営利を追求することを目的としているが、処分場内・周辺部の将来において、水質・土壌汚染が発生することも予測される。その影響が及ぶ時の対応策(責任も含む)も考慮しているのか？ 見解書(D)について 汚染物の説明等で「有害物質・有機物の付着がない」と説明するが、断言できるのか？ ※ 廃棄物はプラスチック、金属くず、その他類で「雨水にさらされ汚染を引き起こす」と説明しているが、廃棄物の中にはすでに有害物質が含まれておらず、汚水の漏れ	
理由 (必須) となり、雨水等による影響が出るおそれがある。又、雨水等の溜り、湧き出し等により、衛生上の問題が生じる可能性がある。とある。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1093

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 7 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観 その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に示された高顔地区に、産業廃棄物処理施設を建設する計画があり、
自然豊かな阿波地区に「ゴミ捨て場」が建設される。
地域住民にとって、有害な一利あり、断固として
計画の撤回を求めます。

理由 (必須)

環境保全の観点から、三重県及び伊賀市の行政当局に於かれ
ない限り、建設の中断を求め、撤回を強く望みます。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1094

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 17 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1095

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	
水質検査の頻度、排ガスの発生確認対策等約束事を 明確にしていただいておりますが、言葉上の約束に思い何か 起ればうやむやにされようかと確信します。反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1096

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 土壌汚染や水質汚濁された土地の 影響で後々人体への健康被害が 出てくると思われます。	
理由 (必須)	上記の事から産業廃棄物 処理施設を反対します。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1097

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
処分場建設時は問題はないと思うが施設が古くなると健康面には心配である 汚染水が水路に流入したり、工事等により水道管に流入したりすることがないように管理頂きたい (配慮)	
理由 (必須)	
長年健康で生活したいから	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1098

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
何十年後 自分達がいなくなっていると思うが、今と変わらぬ生活を送っていると思えばいい。水質が汚染され健康面への影響がでて絶対問題になっていると考えるのでは遅い。子供や孫達の生活を守るためにも絶対反対します。	
理由 (必須)	
上記の理由から、計画の撤回を求めます。 産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1099

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
身体的人格権、平穏的生活権、水利用権の侵害 などを守るために絶対反対です。	
理由 (必須)	
この美しい山里の静かな景観を絶対に こわさないで下さい。絶対反対です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1100